平成２３年（フ）第１２８号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分35番地26
債務者　井上　敦善
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１２９号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分35番地26
債務者　井上　和子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１３３号
広島県福山市幕山台７丁目３番８号、旧住所広島県福山市春日池14番10号
債務者　土田　信博
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１０５号
山口県下関市小月杉迫３丁目５番15号、前住所山口県下関市小月市原町５番26号
債務者　大森　茂生
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
青森県弘前市大字十腰内字猿沢138番地１
債務者　工藤　圭子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第９６号
青森市大字大野字若宮43番地４
債務者　渡辺　諒平
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８４号
青森県弘前市大字五代字山本623番地１
債務者　高谷　健勇
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１６９号
静岡県磐田市城之崎２丁目１番地２、前住所静岡県浜松市中区幸２丁目５番11号　ｅｖｅさいわい106
債務者　安藤　公郎
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
熊本市健軍３丁目６番15号　サンセーヌ２―102
債務者　砂月　加代
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３０５号
熊本市池上町524番地　池上団地２Ｃ―３―202号
債務者　酒井　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７６号
山口県周南市野村１丁目３番40号フレグランス中村201号
債務者　有吉　光代
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第４８号
福島県いわき市鹿島町久保１丁目７番地の９メゾンメイプルＢ201
債務者　緑川　孝行
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１７号
宮城県登米市津山町柳津字本町51番地
債務者　後藤彦三郎
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１７７号
熊本市月出１丁目４番33号
債務者　草野　　綾
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８５号
熊本県上天草市大矢野町上7690番地２
債務者　磯部　進一
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２０８号
熊本県玉名市松木42番地５　カーサ松木101号
債務者　中野　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２１８号
熊本市帯山３丁目52番13号
債務者　岡田　理香
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部